

会 議 の 経 過

委 員 長（長根一男君）

それでは、ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員を報告いたします。1番、松村英子委員から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席委員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、本日の予算特別委員会を開きます。

開議（午前 9時56分）

委 員 長（長根一男君）

六戸町議会委員会条例第19条に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

ここで委員及び理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は、起立の上、予算に関する説明書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔をお願いいたします。また、答弁も簡潔をお願いいたします。

それでは、各特別会計予算と下水道事業会計予算の審査に入ります。

最初に、議案第17号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

おはようございます。

議案第17号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案書89ページをご覧ください。

それでは、第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,508万7,000円と定めるものであります。前年度比1.39%、1,762万7,000円の増となりました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、91ページからの第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条は、一時借入金最高額を1億5,000万円と定めるものであり、第3条は、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

予算の内容につきまして、予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

121ページをご覧ください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、項の計で前年度比71万3,000円減の2億4,270万円を計上いたしました。その減額の主な理由は、被保険者数の減少傾向や給与所得は底堅く推移しているものの、物価高騰等に伴う営業所得の減少、燃料価格高騰等に起因して経費が上昇したことにより、農業所得も落ち込むものと見込んだことによります。

次のページ、122ページをご覧ください。

下段の5款県支出金、1項県補助金に、保険給付費等交付金ほかで、項の計で前年度比5,834万6,000円増の9億1,516万1,000円を計上いたしました。増額の理由は、令和5年度実施の国保標準システム導入業務の財政支援分として6,050万円を見込んだことによります。

次のページ、123ページをご覧ください。

下段の7款繰入金、1項他会計繰入金に、一般会計繰入金として、前年度比487万3,000円減の1億1,996万9,000円を計上し、次のページ、124ページ上段の同じく2項基金繰入金は、前年度より3,526万5,000円減の638万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

127ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費や事務経費、県国民健康保険団体連合会負担金などで、項の計で前年度比6,321万1,000円減の2,690万4,000円を計上いたしました。減額の主な理由としては、先ほど申しました国保標準システムの導入が終了したことになります。

次のページ、128ページ上段の同じく2項徴税費は、賦課徴収事務経費など、項の計で前年度比85万8,000円減の595万6,000円を計上いたしました。

下段の2款保険給付費、1項療養諸費は、主に負担金などで、項の計では、下の129ページ中段になります。前年度比2,696万8,000円増の7億1,349万1,000円を計上し、同じく2項高額療養費は、次のページ、130ページになります。項の計で548万円増の1億221万円を計上いたしました。1項療養諸費と2項高額療養費、この増額の主な理由としましては、1

人当たりの年間療養費の伸び、増額を見込んだことによります。

131ページ上段の同じく4項出産育児諸費は、項の計で600万3,000円を計上、中段の同じく5項葬祭諸費は、130万円を計上しております。

次のページ、132ページ上段の3項国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分には、項の計で前年度比4,567万5,000円増の2億7,106万2,000円を計上し、下段の同じく2項後期高齢者支援金等分では、項の計で9,697万9,000円を計上しました。

133ページ上段の同じく3項介護納付金、訂正いたします。

3款3項介護納付金分は、3,389万2,000円を計上、2つ下の段、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導、人間ドック等に要する費用などで、次のページ、134ページ上段になりますが、項の計で1,513万4,000円を計上いたしました。

同じく2項保健事業費は、医療費通知や保健協力員等に要する経費など、項の計で409万7,000円を計上し、135ページ下段、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税還付金などで、次の136ページ上段になりますが、項の計で707万1,000円を計上いたしました。

下段の9款予備費は、前年度同様の30万円を計上しております。

以上で議案第17号の説明といたします。

委員 長（長根一男君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

予算に関する説明書の121ページから146ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(吉田英輔君)

議案第18号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案書94ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を14億4,590万1,000円と定めるものでございます。前年比0.75%、1,084万2,000円の増となりました。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出の主な項目について、予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

149ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料では、65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料として2億9,819万6,000円を計上いたしました。

2 款サービス収入、1 項介護予防給付費では、地域包括支援センターが事業所として作成したサービスプラン作成に係る介護報酬として436万円を計上いたしました。

3 款分担金及び負担金、1 項負担金では、介護予防・日常生活支援総合事業サービスに係る利用者負担金として28万8,000円を計上いたしました。

次のページをお開き願います。

5 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、介護給付費に対する国の負担分として2億3,251万1,000円を計上。

同じく2 項国庫補助金では、後期高齢者比率や所得水準に応じた財政調整、地域支援事業などに係る補助金として、次のページでございます、項の計で9,866万3,000円を計上いたしました。

6 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金では、介護給付費や地域支援事業に対する40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分として、項の計で3億5,705万7,000円を計上。

7 款県支出金、1 項県負担金では、介護給付費に対する県の負担分として1億8,181万2,000円を計上。

次のページをお開き願います。

同じく3 項県補助金では、地域支援事業に対する補助として、項の計で928万6,000円を計上いたしました。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金では、介護給付費や地域支援事業、人件費などに対する町の負担分として、次のページでございます、項の計で2億6,366万3,000円を計上いたしました。

155ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費では、人件費のほか介護保険システム経費として6,536万6,000円を計上。

次のページをお開き願います。

同じく3 項介護認定審査会費では、認定審査や審査会に係る負担金などの経費として、項の計で831万3,000円を計上いたしました。

次のページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では、1 目居宅介護サービス給付費ほかで、次のページでございます、項の計で11億6,861万3,000円を計上いたしました。

なお、介護サービス等諸費は、要介護状態が要介護1から5の方を対象とした給付で、1目居宅介護サービス給付費は、ホームヘルプサービスの訪問介護やデイサービスの通所介護、3目地域密着型介護サービス給付費は、グループホームの認知症対応型共同生活介護など、5目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなど、9目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業所のケアプラン作成の給付費でございます。

同じく2項介護予防サービス等諸費では、1目介護予防サービス給付費ほかで、次のページでございます、項の計で1,212万3,000円を計上いたしました。

なお、介護予防サービス等諸費は、要介護状態が要支援1、2の方を対象とした給付でございます。

次のページをお開き願います。

同じく4項高額介護サービス等費では、利用負担額が一定額を超えた場合に支払う経費として、1目高額介護サービス費ほかで、項の計で3,414万円を計上。

同じく5項高額医療合算介護サービス等費では、国民健康保険などの医療と介護サービスを合算した自己負担額が一定額を超えた場合に支払う経費として、1目高額医療合算介護サービス費ほかで、項の計で283万円を計上いたしました。

次のページをご覧ください。

同じく6項特定入所者介護サービス等費では、低所得入所者の負担軽減の経費として、1目特定入所者介護サービス費ほかで、項の計で5,606万2,000円を計上いたしました。

次のページをお開き願います。

4款基金積立金、1項基金積立金では、次年度の保険給付費の財源とするため、介護保険財政調整基金への積立金として2,654万6,000円を計上。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、1目介護予防・生活支援サービス事業費ほかで、項の計で2,504万8,000円を計上いたしました。この事業は、要支援1、2の方や、チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象に、訪問看護や通所介護サービスに加え、地域の実情に応じた短時間の生活支援の訪問や通所サービスを実施するものでございます。

次のページをご覧ください。

同じく2項一般介護予防事業費では、65歳以上の高齢者が健康を保持するための遊遊クラブ、いきいき百歳教室などの事業費として2,270万3,000円を計上。

次のページをお開き願います。

同じく3項包括的支援事業・任意事業費では、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費ほかで、166ページでございます、項の計で1,958万3,000円を計上いたしました。

なお、3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、人件費のほか介護予防システム経費など、4目任意事業費は、成年後見制度利用支援経費など、6目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの配置や地域の体制づくり、サービスの創出等を協議する協議体の運営経費でございます。

同じく5項介護予防支援事業費では、介護予防のケアプラン作成などの経費として211万円を計上いたしました。

以上で議案第18号の説明を終わります。

委員長（長根一男君）

これより質疑を受けます。

歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

予算に関する説明書の149ページから178ページまでであります。

質疑ございませんか。

苫米地委員。

12番（苫米地繁雄君）

質疑入る前に、皆さんにこれ県南新聞の一部なんですけど、配付したいと思うんですが、よろしいですか。

委員長（長根一男君）

許可いたします。

12番（苫米地繁雄君）

じゃ、ひとつ配ってください。お願いします。

委員長（長根一男君）

それでは、苫米地委員お願いいたします。

1 2 番（苫米地繁雄君）

今、皆さんにお配りしました資料ですが、ここに「第9期介護保険料、六戸町は初の引下げ、基準月額6,210円に。基金を半分取り崩し、1,550円の大幅減」と。もう決定したごとくここに載っているわけですがけれども、今日、これから審議をしてあした議決される問題が、あたかももう決定されたようにここに掲載されているということはどういうことなのか、お聞きしたいと思いますが。

委 員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

実際のところ、最終的には明日の条例改正をもって正式に決定ということでございますが、報道の在り方というところで、各市町村そうなんです、介護保険運営協議会で決定した後、町長の答申に対する事項の中で、十和田市もそうなんです、介護保険料幾らみたいな旨が報道されておりますので、こちらとしてもその辺を抑制というか、する手だてがないといたしますか、報道の自由といたしますか、書き方としてはそういう書き方になったかもしれませんが、通常の報道であるのではないかなと考えております。

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

通常の報道って、これとんでもない話ですよ。議会、誰も知らないうちにこういうマスコミに流れるということは、町民のほうが先に知る、議員は何も知らない。そんなばかな話ってないでしょう。私は、ひょっとして議運で説明をしましたよね。議運で。そのときにたしか……

（「全協、全員協議会」の声あり）

1 2 番（苫米地繁雄君）

全員協議会、議運でも説明したように思いますけれども、これ29日に作成されていますよ。ですから、そのときにひょっとして来ていて、それを聞いて早とちりで勝手に書いていったのかなど。まず、あなた方に対しては良心的に考えてあったんですけれども、これが当たり前だということであれば、議会要らないじゃないですか。ここでもう何もしなくても決定でも、議会軽視と言われてもしょうがないんじゃないじゃありませんか。この県南新聞のほうに異議申し立てるとか何とかというような話が出てもいいんじゃないかなど、私は逆にあなたをかばって、今、質問しているようなつもりなんですけれどもね。いかがですか。

委 員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

先ほど、苫米地委員のほうからご指摘があったとおり、その全員協議会での説明した内容でそのまま記事になったかと思われまます。こちらの対応としては、軽率な対応だったなと思って反省しております。

以上です。

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

ですから、今の回答で私はいいんですけれども、県南新聞のほうには、こういうことはやめてくださいということを、一言ぐらい謝罪してもらったほうがいいですよ。注意して謝罪してもらったほうがいいところ思います。町長のほうからもひとつ注意を促していただきたいと思います。あとは、どうぞ。

委 員 長（長根一男君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

今の苫米地委員の質問に対してですが、こういう予算とか決算とかについて、報道関係のほうは、当然、事前に取材等、情報収集に来ます。その時点では、私のところでもまだ決定ではないですよ。あくまでも予定でいっていますということで、念押しはしています。ということで、当然、報道する場合でも、その点を留意して記事の表現を工夫するとかという対応をしてくれています。ただし、今回のこの県南新聞の件については、その辺がちょっと不十分だった可能性もありますので、今後注意してまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

1 2 番（苫米地繁雄君）

了解。

委 員 長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

では、朝の一発目から厳しい質問が出た、質問しにくいような感じするんですが、まずこの第1号保険者の保険料が減額するという。納めるほうとしてはありがたい言葉の一言だなというふうに思うわけであります。そこで、お尋ねをいたしますけれども、第1号保険者といいますと65歳以上とかですね。この減額した要因と申し上げますか、減額できた要因と申し上げますか、それをお尋ねしたいと思います。

委 員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

保険料を減額できた要因ですが、基金の活用ということでございます。実際、来年度から今の令和5年度までの8期の保険料を決める段階で、実際には300円程度下げられる給付費

見込みだったんですが、介護保険運営協議会委員のメンバーの方からは、保険料を下げた後上げるのは、なかなか住民にとってもどうなのかなという意見が出まして、そこで据え置いております。

そこで、実際の給付費見込みよりは多く保険料がもらえる、徴収する形になって、その分が基金に積み上げられました。そのほかの要因といたしましては、給付費が意外と伸びなかったというところで、コロナの影響もあるのか、そこはちょっと分からないんですが、給付費が伸びなかったという要因がありまして、3億円近い基金が積み立てられております。保険料の使い方としては、給付費に回すのが通常なんですが、それが基金に積み立てられるということは、保険料の使い方としてはよろしくないのではないかと。ただ、全額使うのは今後の給付費見込みを考えるとちょっと心配があるということで、半分を取り崩して保険料の軽減を図ったというところでございます。

以上です。

委員長（長根一男君）

山本委員。

11番（山本 実君）

大変よく分かりました。

そういたしますと、この高齢化率とかそのようなものを考えたときに、またそれを先ほどコロナの関係というような話もされました。3年に1度見直す制度であるというふうに理解いたしているわけでありましてけれども、今回の減額は一時的なものであるというふうな理解でよろしいのか。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

国の基本的な考え方からいいますと、前期の3年間で余った分は次の期で全て使い切らなさい。次は次で、その保険料、給付費見込みに合わせた保険料を設定しなさいというのは基

本でございます。ただ、今後、この前全員協議会でも説明申し上げたとおり、給付費見込みが伸びる、それから人数もどんどん増えていくという試算が出ておりますので、その辺のところはその次の9期の中でどのぐらい、要は基金を取り崩さなきゃいけないのか、逆に積み立てられるのか。その辺の状況を見ながら、次どうするか、保険料への負担軽減ができるのかを判断していかなければならないと思います。そこはちょっと、一時的なものなのかというのは、今の時点では判断できません。

以上です。

委員長（長根一男君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

どうぞ見誤ることなく取り組んでいただきたいと思います。

それから、163ページ、5款地域支援事業についてお尋ねしたいと思います。

163ページ、17節備品購入費の中に予防事業活動車とございますが、これについて詳しく説明していただきたいと思います。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

この予防事業活動車の購入でございますが、今、介護予防、認知症予防で行っておりますいきいき百歳教室でございますが、いきいき百歳教室は、地域住民自ら介護予防ができるいきいき百歳体操を各地区で行ってもらう事業でございます。どうしても包括支援センターの人員で、職員がついて介護予防事業を行うのはちょっと限界がありますので、包括支援センターの職員がつかなくても、地域住民が自らDVDを見て体操して介護予防事業ができるといういきいき百歳教室を今後拡大していきたいなど。

それに加え、やっぱりその地区の公民館ではあるんですが、公民館までも遠い方もいらっしゃると思います。あと、冬場、道路状況によって、実施している地区でもやむを得ず休止する場

合がございますので、その辺を車を購入して、いきいき百歳教室に参加する方の送迎を行いたいということで、購入を考えております。

以上です。

委員 長（長根一男君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

大変よく分かりました。

ただ、心配するのは財源なんですけど、この車両を購入する財源をお尋ねしたいと思います。

委員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

予防事業活動車の財源ということでございますが、もともと地域支援事業全体が介護給付費の国・県、それから2号保険者の支払基金の部分ですとか、第1号保険者の割合というのは決まっています。国が25%、県が12.5%、それから第2号保険者が負担する支払基金の分が27%、あとは65歳以上の高齢者に納めていただく保険料の割合が23%。その事業の中に含まれますので、その割合の負担で購入できることとなります。ちなみに、町は12.5%でございます。

委員 長（長根一男君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

分かりました。

いわゆるその補助等があるというふうなことなんですけど、そういったしますとこの事業の内容については、この縛り的なものと申し上げましょうか、町独自で考えたサービスというようなものもできるわけですか。それとも、もうそのサービスの内容のメニューというような

ものは決まっているわけですか。

(「休憩いただきましょう」の声あり)

委員長(長根一男君)

一時休憩いたします。

休憩(午前10時36分)

再開(午前10時37分)

委員長(長根一男君)

休憩を閉じて再開いたします。

福祉課長。

福祉課長(吉田英輔君)

お答えいたします。

地域支援事業の中には、予防事業ですとか包括支援センターの運営、それから任意事業というのがございます。任意事業については、町のほうで各市町村独自のものになります。あと、介護予防事業につきましても、それぞれの自治体で考えてやることができます。

以上です。

委員長(長根一男君)

山本委員。

11番(山本 実君)

最後になりますけれども、何を申し上げたいかという、六戸町独自で工夫をして、そのような事業を当たってほしいというふうに、そのことを申し上げたくて、まず長々質問になりました。そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

第9期、次期介護計画の中でも、実際には要介護者が増える見込みですけれども、前回8期で試算したときは大分減っているんだよというお話を、この前の全協で話ししたと思うんですけれども、その介護状態になる方をなるべく減らすような事業を考えていきたいと思っております。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

松橋委員。

3 番（松橋一男君）

予算概要書の58ページ、中段の一般会計繰入金の推移。これが人件費等のところが、何か1年ごとに500万円前後かな、で増減しているんだけれども、ここは何か意図があるものか、ただの偶然というものか、ちょっと簡単に教えてください。

委員長（長根一男君）

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

お答えいたします。

この人件費の部分なんです、職員が退職されたとか、正職員の場合とか会計年度の場合とかということで、ちょっと不足になった場合に、予算要求前に分かった状態であれば減額したり、今回採れる見込みであれば増額ということをしておることによりまして、社会福祉士等、募集しても来なかった場合に、減額のタイミングがあれば減額をしたとかということがございますので、若干その増減がしているところでございます。

委員 長（長根一男君）

松橋委員。

3 番（松橋一男君）

ありがとうございます。

何でこんな話をしたかという、介護保険運営協議会に私も参加しているんですが、その席上で、以前に比べると保健師の数が物すごい少ないみたいなのが出ている。そんなに少なくサービスが低下するんだったら思い切って増やしたらどうだとか、そう考えるとところがあって、今この質問をしました。課長もその席にはいますので聞いていると思います。そういうところはどうぞお考えですか。

委員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

保健師含め専門職、社会福祉士とかになりますけれども、今後いろんな虐待事案とか、そういう介護予防だったりとかするそういう事業が増えていくと予想されます。なるべく多くいたにこしたことはないんですが、なかなか募集しても採用受けてくれる方がいないですとか、そういう事情もございますので、福祉課といたしましては、なるべく多くの専門職の方がいてもらったほうが、今後対応できるのかなというところは考えております。

以上です。

委員 長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

杉山委員。

6 番（杉山茂夫君）

昨日、一般会計の部分で高齢者福祉の部分で取り上げましたけれども、今回、介護保険の分野ということで、改めて質問させていただきます。

163ページの5款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、その中の7節の報償費90万

8,000円、遊遊クラブ従事者謝金というのがございます。

昨日、その話をちょっとしたから記憶があると思うんですけども、この湯遊クラブのこの字なんですけれども、「遊遊」になっていて、実はこの概要書の部分の6ページに、ベンチマークで今までの目標の中では、湯遊クラブはお風呂の「湯」と「遊」、目標5,400人、令和7年度というふうになっていて、今年度の部分は「遊遊」になっています。ちなみに、昨年のこれ決算書、令和4年度の決算書84ページの部分では、これはお湯の「湯」に「遊」のクラブで。実績として地域包括センター、146回の延べ1,377人。それから、六戸ヘルスセンター、43回の延べ666人ということで、実際にこれはお湯に入ったりしている皆さんいると思うんですが、これは「湯」が「遊」に変わっている部分のそれについて一応ご説明お願いしたいと。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

この湯遊クラブに関しては、当初はお湯の「湯」「遊」という湯遊クラブという字を使っておりました。事業始まった当初は、お風呂に入って体操をして食事をしてという事業を行っていたんですが、時代の流れといいますか、参加者にアンケート等を取った結果、やっぱり「お風呂に入って体操して食事となると時間が長過ぎる」という意見が出まして、要望としては「体操を求めている」、「体操をしたい」という参加者の要望がありました。第9期の計画では、体操メインの事業に変更しております。ただ、湯遊クラブという事業名が浸透していましたので、お風呂に入らなくなったのでお湯の字を「遊遊」という事業名に変えております。

以上です。

委員長（長根一男君）

杉山委員。

6 番（杉山茂夫君）

実は私もよく見て「遊遊」ということに気づいたんですけども、要は何かというと、あ

るお年寄りの方が「今までお風呂に入って体操していたその事業が、何かなくなっちゃうと。どうしてですか」と質問受けたときに、高齢者の方で楽しみにしている方もいらっしゃる、例えばですね。その場合に、いきなり事業が年度替わりで、また今、新町長も替わってなくなるという部分で、その部分がどういうイメージなのかなというのが、非常に気になって。ですから、例えば予算の説明でも、その部分を福祉課のほうから、実はこうこういうふうに変わりましたとかいうことの説明があれば、そのままこういう質問もする必要もないんですが、それが無いものですから今質問したわけです。

実際には、そのときにどうしてなくなるのかなというんで、何か町民バスが手配ができなくなるかららしいよとか、何かいろんな臆測を呼んで。そのきちんとした事業が廃止される場合には、事業が廃止される理由と、そしてまた介護保険のこの8期が終わって今度9期の3か年になるわけですよ。その中の事業の見直しの中でこうだとかいう部分がきちんと説明されないと、非常に誤解を生むんじゃないかということをやっと感じたものですから、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

実際に事業変更をされるときは、丁寧に説明が必要だったなと感じております。大変申し訳ございませんでした。

委員長（長根一男君）

杉山委員。

6 番（杉山茂夫君）

いずれにしても、私も高齢者の仲間入りですから、非常にその辺の理解の仕方というのは、変に受け取られると、何かすごくサービス悪いというふうに思われることって多々ありますので、その辺についてはきちんと説明して、そして納得いくような形での事業廃止ということをお願いして、私の質問を終わります。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

種市委員。

4 番（種市正孝君）

すみません、遅くなりました。

一番最初の山本委員の質問のほうにちょっと戻らせてもらって申し訳ないんですけども、163ページで2項の一般介護予防事業費で、17節で車を買うというお話を先ほど山本委員のほうからちょっと質問あったんですけども、何に使うかといったら、いきいき百歳教室のほうのそこに移動する高齢者の方用にという話だったと思うんですけども、ここ見るとそのもう一つ上のところにいきいき百歳教室自動車借上料というのが発生しています。これとの違いというんですかね、車買うのにここで借上料が出てきているというの、まずそれが1つと、あとちょっと大まかなところで申し訳ないんですけども、この163ページの1目の一般介護予防事業費が前年度比より約870万円ほどですか、増額計上になっていると思うんですけども。

あと、次のページの164ページ、3目のところの包括的・継続的ケアマネジメント、これも前年度比に比べて約500万円ほど増額で上がってきているんですけども、この2つの増額のちょっと主立ったものがあるんですけども、なぜここで増額、これだけのものが発生してきているのかの内容もちょっとお聞かせ願えればと思います。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

まず、1点目の質問の車の借上料でございます。

現在、車を購入して送迎を行うことを予定しているんですが、今、車を発注しても、車が来るまで納車が1年ぐらにかかるケースも考えられます。その間、車を借りて送迎を行うという内容でございます。

それから、1目一般介護予防事業費の800万円の増額ですが、車の購入と車の借り上げ等で、それからその上のおでかけ教室の車の借り上げが、これまでジャンボタクシー1台と町

の公用車を使っていたんですが、町の公用車ではやっぱり小さくて乗れないということで、ジャンボタクシー2台を借り上げる計算になりました。ここでも120万円増えております。というところが、1目一般介護予防事業費の増額の要因となります。

それから、次のページの3目包括的・継続的ケアマネジメント事業でございますが、こちらは人件費、会計年度任用職員のところが280万円増額しております。職員退職に伴いまして、会計年度職員が通常1名のところが2名になったことが要因となっております。

以上です。

委員長（長根一男君）

種市委員。

4 番（種市正孝君）

そうすると、この車が大体差っ引くと300万円ぐらいを一応予定しているということ、買うやつ購入がということになりますよね、大体。200万円そのくらい、300万円にはならないのか、すみません。借り上げ料が100、300……まあいいんですけれども、買うまでの間のつなぎで借り上げが発生しているということでもいいのかと思いますけれども、もう一つ、じゃ、今、次のほうでいくと、会計年度のほうの方が1名から2名になったということで、その分の主なものが増額ということなんですけれども、この63ページのほうの一般介護予防でも会計年度の任用のほうの給与の費用が出ていますし、包括のほうでも会計年度の任用職の給与が出ていますけれども、これ別々、双方に1名ずつという感じで、1名というか、まず双方また別々の人ということで理解でいいわけですか。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

会計年度職員、保健師だったりとか看護師だったりとか採用していますが、それぞれのやっている事業によって、予算書上分かれているということがございます。先ほどの3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業のところの増員なんですけど、職員が1人退職になったことで会計年度任用職員が1人増え、会計年度職員側の人件費が増えているということでご

ざいます。

以上です。

委員 長（長根一男君）

種市委員。

4 番（種市正孝君）

分かりましたけれども、先ほど松橋委員も言われたとおりに、何かかなり少ないという話はいろいろ聞いていますんで、サービス低下にならないようにきちんと人員のほうを配置していただければなと思います。

その辺お願いしての以上になります。

委員 長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩いたします。

休憩(午前10時56分)

再開(午前11時08分)

委員長(長根一男君)

それでは休憩を閉じて会議を開きます。

議案第19号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(佐藤良一君)

議案第19号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

議案書第98ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,729万5,000円と定めるものがあります。前年度比15.16%、2,259万6,000円の増となりました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、99ページからの第1表歳入歳出予算によるものであります。

それでは、予算の内容につきまして、予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

181ページをご覧ください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料に、項の計で前年度比1,397万1,000円増の1億451万4,000円を計上いたしました。これは、被保険者数はほぼ同数を見込んだものの、2年ごとに見直される保険料の所得割率と均等割額、賦課限度額が令和6年度から引き上げられることなどを考慮し、前年度よりも増額という計上をいたしました。

下段の3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金に、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を合わせ、前年度比615万3,000円増の7,562万8,000円を計上いたしました。

(「7,000万円か」「5,762万円」の声あり)

町民課長(佐藤良一君)

訂正いたします。

総額です。5,762万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

183ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費は、給与費及び事務経費で、項の計で825万8,000円を計上いたしました。

下段の2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、県後期高齢者医療広域連合負担金で、保険料の徴収見込みなどにより、前年度比2,281万円増の1億5,850万3,000円を計上いたしました。

以上で議案第19号の説明といたします。

委員長(長根一男君)

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

予算に関する説明書の181ページから193ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認め、よって、議案第19号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(辻浦宗典君)

議案第20号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案書101ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,089万4,000円と定めるものであり、前年度に比べ5.23%、2,047万8,000円の減となりました。

款項の区分及び当該区分ごとの金額は、103ページからの第1表歳入歳出予算によるもの

であります。

第2条の地方債については、105ページ、第2表地方債のとおり定めるものであり、第3条は、一時借入金の最高額を2億円と定めるものであります。

102ページをお開き願います。

第4条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明いたします。

197ページをお開き願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款診療収入、1項診療収入に、外来収入や検診、予防接種などの諸検診等収入として、項の計で前年度に比べ1,301万7,000円増の1億7,664万4,000円を計上いたしました。

下段の3款県支出金、1項県補助金に、電源立地地域対策交付金として、前年度に比べ2,298万1,000円減の4,763万4,000円を計上いたしました。

次のページ、198ページをお開き願います。

4款繰入金、1項繰入金に、一般会計繰入金ほかで、項の計で前年度に比べ2,543万6,000円減の1億3,107万7,000円を計上いたしました。

下段の6款町債には、医療機器の購入に係る診療所事業債として、1,500万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

199ページをお開き願います。

199ページから202ページ上段の1款総務費、1項総務管理費は、人件費や施設の維持管理経費などで、項の計で前年度に比べ2,130万5,000円減の2億3,813万1,000円を計上いたしました。

減額の主な理由といたしましては、看護師1名が退職したことによる人件費の減と、大規模な改修工事がなくなったことによるものでございます。

202ページをお開き願います。

下段になります。2款医業費、1項医業費には、1目医療用機械器具費、12節委託料に、各種検査機器等の保守業務として948万1,000円を計上。

203ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料に、内視鏡システム賃借料ほかで563万9,000円を計上。17節備品

購入費に、手動式除細動器ほか備品購入費用で1,514万1,000円を計上。2目医療用消耗機材費、10節需用費に、検査試薬、診療材料消耗品などの医薬材料費として862万円を計上。3目医療衛生材料費、10節需用費に、内服薬や外用薬、注射薬などの医薬材料費として7,000万円を計上し、項の計で前年度に比べ177万6,000円増の1億1,245万5,000円を計上いたしました。

204ページをお開き願います。

3款公債費には、長期資金の元金及び利子として、項の計で2,115万7,000円を計上いたしました。

大変失礼いたしました。

3款公債費には、長期資金の元金及び利子として、項の計で2,020万8,000円を計上いたしました。

以上で議案第20号の説明を終わります。

委員長（長根一男君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入、歳出、給与費明細書及び地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

予算に関する説明書の197ページから215ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(円子国浩君)

議案書の106ページをお開きください。

議案第21号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、本予算案は令和5年度までの下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合し、地方公営企業法を適用した予算案となります。

106ページ、第1条では総則を、第2条業務の予定量では、第1号に接続戸数を、第2号に年間総排水量を、第3号に1日平均排水量を、第4号には主な建設改良事業をそれぞれ記載しております。

107ページの第3条では、収益的収入及び支出のうち、収入には下水道事業収益6億4,419万5,000円を、支出には下水道事業費用として6億4,649万9,000円を計上しております。

なお、収益的収支の差額につきましては、現金の支出を伴わない減価償却費などを含んだものでありますので、資金不足が生じるものではないことを申し添えます。

108ページにかけての第4条では、資本的収入及び支出のうち、収入に資本的収入3億7,747万4,000円を、支出には資本的支出4億2,379万1,000円を計上しております。

資本的収支の不足額につきましては、旧特別会計からの引継金や損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

4条の2は、初年度の令和6年度のみを設定される項目となります。特別的収入及び支出で、未収金220万円及び未払い金6,273万6,000円を計上し、次のページ、第5条では企業債の限度額を、第6条では一時借入額の限度額をそれぞれ定めるものでございます。

7条と110ページの第8条では、予算の流用できる場合と、議会の議決を経なければ流用することのすることができない経費をそれぞれ定めるものであり、第9条は一般会計からの補助を受ける金額を記載しております。

次に、予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

217ページをお開き願います。

なお、この説明書類の内容につきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づいた各説明書類を添付しております。

最初に、収益的収入及び支出の主なものについて、令和6年度予算実施計画によりご説明申し上げます。

収入では、1款下水道事業収益、1項営業収益に1目下水道使用料ほかで7,354万2,000円を、2項営業外収益では、2目他会計補助金や3目他会計負担金及び5目長期前受金戻入などで、項の計で5億6,936万5,000円を計上いたしました。

次の218ページの支出では、2款下水道事業費用、1項営業費用では、1目管渠費に5,362万円、3目処理場費に2,488万9,000円、6目総係費に2,316万8,000円、7目流域下水道管理運営費負担金に7,570万7,000円を、8目減価償却費に4億1,124万円を計上し、項の計で5億9,920万3,000円となりました。

2項の営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費に3,200万円、2目消費税及び地方消費税に738万8,000円を、3項特別損失は、5目その他特別損失など、項の計で790万8,000円を計上いたしました。

続いて、次のページの219ページ、資本的収入及び支出の収入の主なものについてご説明いたします。

3款資本的収入の1項企業債では、1目建設改良債を7,760万円計上し、2項他会計出資金は1億2,233万円を、4項他会計補助金は、起債償還に係る繰入金7,476万5,000円を、6項補助金は、国庫補助金7,150万円を、10項基金収入では、下水道整備基金などからの繰入金3,100万1,000円を計上いたしました。

次に、220ページの支出の主なものにつきましては、4款資本的支出の1項建設改良費では、1目管路建設改良費で小松ヶ丘地区マンホール蓋更新工事や、下水道内水ハザードマップ作成業務などで1億7,105万円を、5目流域下水道建設費負担金では2,763万3,000円を計上し、2項企業債償還金は、企業債の元利償還に要する費用2億2,510万円を計上いたしました。

次のページからの221ページから239ページまでは、予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書、債務負担行為に関する調書、貸借対照表及び予算説明書などを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第21号の説明といたします。

委員長（長根一男君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、開始貸借対照表、予算説明書を一括して質疑を受けます。

予算に関する説明書の217ページから239ページまでであります。

質疑ございませんか。

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

少しかけていただきたいと思います。下水道事業のほうは、集落と合併して統合したということなんですが、その意図するところはこういったところか。昨年までのこの概要書と内容書式がちょっと変わっていますので、ちょっと理解しづらいところもありますので、そこら辺をまず1点お聞きしたいと思います。

委員長（長根一男君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

お答え申し上げます。

まず、1つ目としましては、この地方公営企業法を適用した会計へ移行しないと今までの

国の補助金ございました、社会資本整備の総合交付金のほうが受けられないというものがまず1つあります。来年度からの予算は、新しい企業会計に移るよという時限がございまして、令和6年度からの移行というのがまず1つの理由が大きいところでございます。

あと、全国的にそのような流れが今進んでいますので、他の市町村の同じような下水道事業会計の状況と同じ会計システムといいますか、様式になりますので、比べやすく比較できるというところもありますし、この会計から償却資産というものも予算に盛られることによって、そしてその管理といいますか、そういった部分も概念として持ち合わせて、将来的なその維持管理、処理施設あるいは管渠の方針等の計画をしっかりと立てるよというところもございます。

以上です。

委員長（長根一男君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

概要書のほうも変わって、それから予算書のほうも変わって、かなり詳しく書かれているので、内容のほうはよく吟味すれば分かると思います。もう一つは、1点だけ、昨日から予算に関して学校建設でも借入れしているわけで、ずっとこの下水道事業、集落排水でも償還金が発生していると思います。そういうことで、どのぐらいの、今もまた借入れしているわけですね。そういうことですので、予算の中にも償還金が入っております。そういうことで、どのぐらいの年度でこれ償還が終わるのか、それでどのぐらいの規模の借入れしているのか、そこら辺教えていただきたいと思います。

（「休憩をちょっとお願いいたしたいと思います」の声あり）

委員長（長根一男君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時35分）

委員長（長根一男君）

休憩を閉じて開催いたします。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

お答え申し上げます。

今、下田委員から頂いた資料を読み上げさせていただきます、申し訳ありません。

決算報告概要書のほうにありますものになります。令和4年度になりますが、39億円ほどの起債残高が下水道関係でございます。各年度の借入額としましては、令和6年度のこの予算にも計上しておりますが、7,000万円ほど毎年借入れした上で、各事業の財源として進めていく予定としております。

あと、償還年数につきましては、借入先によって銀行だったり国だったり借入先でちょっと償還年数が違いまして、ちょっと年数までの資料が今なくて申し訳ありませんが、そういった回答になります。よろしく申し上げます。

委員長（長根一男君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

年度によってその借入れが終了するということはあると思います。おおむねどのぐらいで終わるの、そこら辺も予想つかないですか。

（「休憩をお願いします」の声あり）

委員長（長根一男君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時37分）

再開（午前11時38分）

委員長（長根一男君）

休憩を閉じて会議を開きます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

何年ぐらいで償還が終了するかというご質問ですが、基本的なおおむね30年が償還期間、据置期間が3年だったり5年とありますが、その期間も含めて30年が基本だと思います。ただし、来年度もそうなんですけれども、毎年事業が始まって次の年度の償還が始まるものもあれば、令和6年度に償還が終わる30年目、25年目が来て償還が終わるというものもありますので、なくなるものもあれば新たに発生する起債の償還があるというような感じでございます。

以上でございます。

8 番（高坂 茂君）

分かりました、ありがとうございます。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

建設下水道課長（円子国浩君）

すみません、最後に訂正をさせていただけないでしょうか。

委員長（長根一男君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

先ほど、私、説明の中で220ページの予算実施計画の中の支出の資本的支出の中で、企業債償還金の企業債の元利と申し上げたかもしれませんが。こちらに記載があるとおり、元金の償還になります。元金だけの償還になります。利息のほうにつきましては、収益的収入、支出のほうの予算項目に載っておりますので、訂正させていただきます、すみません。

以上です。

委員長（長根一男君）

質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算は原案のとおり可決いたしました。

（「委員長、ちょっとごめん」の声あり）

委員長（長根一男君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

大変申し訳ありません。私、後期高齢者医療特別会計のところで質問したいのが、ちょっとタイミング失って、限度額66万円から73万円に引き上げる経緯を、やっぱり町民に説明しないとちょっとまずいよなと思う点があったので、今、質問してもいいですか。

委 員 長（長根一男君）

閉じたので、後で。決したので、詳しいほうは後でお聞き願いたいと思います。よろしいでしょうか。

9 番（下田敏美君）

いや、議事録残してちゃんと町民に説明しないと。

委 員 長（長根一男君）

もう決を採りましたので、申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、当予算特別委員会に付託されました令和6年度予算関係議案6件の審査は全て議了いたしました。

審査の結果は、いずれも原案可決であります。

つきましては、3月7日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により、予算特別委員会委員長の職務を果たすことができました。心から厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ご起立願ひます。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時42分）